

# 介護保険事業者における受動喫煙対策

～ 健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）の施行～



2020年4月、改正健康増進法が全面施行されました。これにより、多くの方が利用する様々な施設は区分に応じ、一定の場所を除いて、**敷地内禁煙又は原則屋内禁煙**となっています。喫煙を認める場合は、特定屋外喫煙場所や喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室の設置が必要となります。

## 1. はじめに

介護保険事業所は受動喫煙により健康を損なうおそれが高い方が主として利用する施設です。

喫煙場所を設置する場合は、設置基準が適切か確認をお願いします。

**利用者と働く方、そして家族の健康のためにも  
まずは施設側から禁煙にご協力をお願いします。**



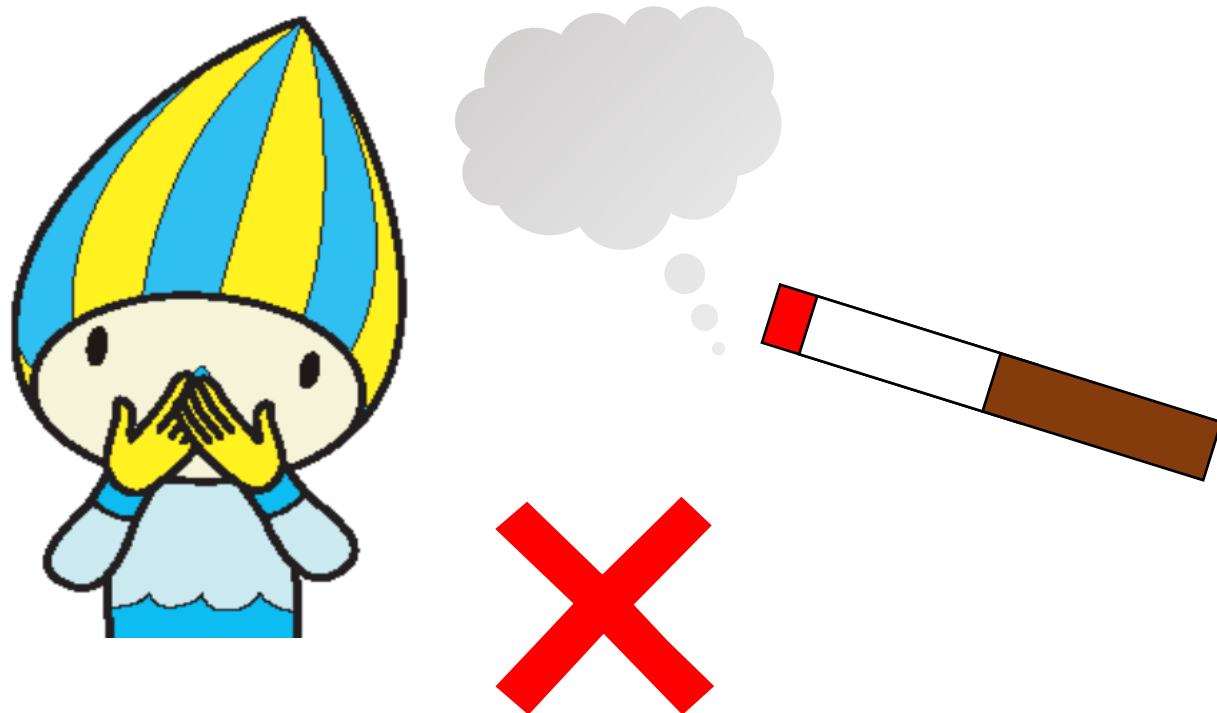
## 2. 多数の者が利用する施設等における喫煙の禁止等

特定施設等の類型		規制内容	例外的に喫煙できる場所	設置できる場所	喫煙できるたばこ		喫煙以外の行為（飲食等）	適用除外の場所				
					紙巻き	加熱式						
特定施設	第一種施設	受動喫煙により健康への影響が高い者が利用する施設 学校・病院・介護老人保健施設等・国、地方公共団体の行政機関の庁舎	敷地内禁煙 2019.7.1～	特定屋外喫煙場所	屋外の一部	○	○	×	※治療を目的とする場所であり、適用除外の場所はなく、個室、多床室、共用部ともに禁煙			
	第二種施設	第一種施設及び喫煙目的施設以外の多数の者が利用する施設 事業所・工場・小売店・旅館・ホテル（客室を除く）等	原則屋内禁煙 2020.4.1～	喫煙専用室	屋内の一部	○	○	×	<b>寄宿舍・入所施設</b> （特別養護老人ホーム、有料老人ホーム、グループホーム、サービス付き高齢者専用住宅、小規模多機能型居宅介護事業所等） <table border="1" data-bbox="1956 1681 2537 1951"> <tr> <td>個室</td> <td>適用除外</td> </tr> <tr> <td>多床室 共用部</td> <td>原則禁煙</td> </tr> </table>	個室	適用除外	多床室 共用部
個室	適用除外											
多床室 共用部	原則禁煙											
				加熱式たばこ専用喫煙室	屋内の一部	×	○	○				

### 3. 受動喫煙防止のための配慮義務（健康増進法第27条）

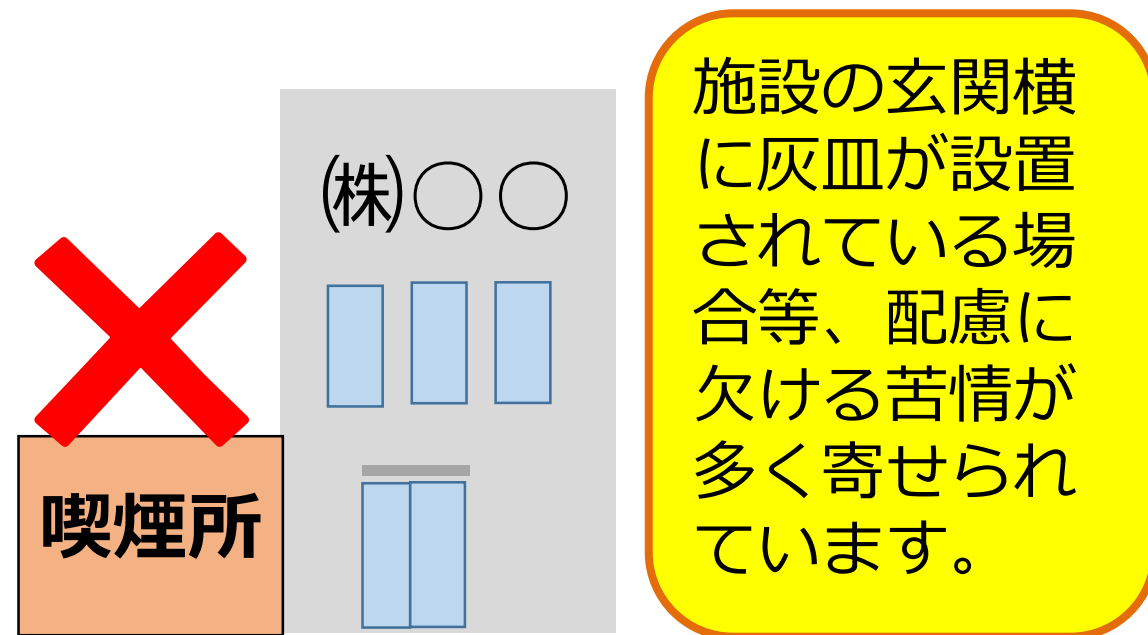
- 喫煙する人は、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならない。
- 施設の管理者は、喫煙をすることができる場所を定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならない。

#### 喫煙する時



非喫煙者の近くで  
喫煙をしている

#### 喫煙所設置の場所



隣接する施設の近くに喫煙所を設けている

## 4. 施設の類型・施設毎の規制

### 第一種施設

#### 対象施設

- ・ 介護老人保健施設
- ・ 介護医療院

※介護保険法（平成9年法律第123号）で規定する施設



#### 敷地内禁煙

屋内 禁煙

屋外 禁煙

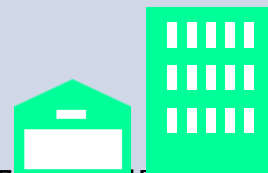
#### 例外的に喫煙できる場所

- ・ 特定屋外喫煙場所

### 第二種施設

#### 対象施設

- ・ 特別養護老人ホーム・有料老人ホーム
- ・ グループホーム・サービス付き高齢者専用住宅
- ・ 小規模多機能型居宅介護事業所
- ・ 通所介護事業所（デイサービス）等



※規制の適用除外の場所あり

#### 原則屋内禁煙

屋内 禁煙

屋外 喫煙可

屋外喫煙の場合も配慮義務があります

#### 例外的に喫煙できる場所

- ・ 喫煙専用室
- ・ 加熱式たばこ専用喫煙室

※喫煙場所の設置基準や、喫煙室などに掲示する標識例など、詳しくは県Webサイト又は以下のお問い合わせ窓口にご相談ください。

岐阜県受動喫煙防止対策について



# 給食施設の届出について

ご存じですか?施設で食事の提供を行う場合は保健所に届出が必要です。

## 1. 給食施設とは

**特定** かつ **多数の者に対して** **継続的に食事を提供する施設**

開始届が必要な施設	提出書類	根拠法令
1回100食以上又は 1日250食以上	<ul style="list-style-type: none"><li>・ <b>開始届</b></li><li>・ <b>開始届添付書</b></li><li>・ <b>施設平面図</b></li></ul> <p>※別途、営業許可の対象外の施設では食品衛生法による<u>営業届出</u>も行う必要があります。</p>	健康増進法 第20条第1項
1回20食以上100食未満 又は 1日50食以上250食未満		岐阜県特定給食 施設等指導要綱 第4条第2項
1回20食未満かつ 1日50食未満	なし	* 開始届の提出が不要な施設

## 2. こんなお問い合わせをいただきます。

Q 業者から購入した真空料理を、厨房で保管し、必要に応じてミキサー調理・電子レンジ等によるあたためを行い提供しています。給食施設の届出は必要ですか。

A 施設外で調理されたものを提供する施設であっても、施設を利用して喫食者に一定の食数を継続的に提供し、業者等と契約している場合は、**給食施設の届出が必要です。**

Q セントラルキッチンはなく、各ユニットごとにキッチンがあり、調理を行っている場合、給食施設の届出は必要ですか。

A 岐阜県では、1回20食1日50食以上食事を提供する施設は届出が必要で、各ユニットごとでは食数が少なくても、栄養管理や食材の発注、献立作成などを施設として一括で行う場合は、**給食施設の届出の対象となります。**

### 3. 開始届提出後

- 保健所栄養指導員等による給食提供状況の確認
- 栄養管理報告書の提出（年1回）
- 各種研修会の案内（随時）



### 4. その他届出について

#### ■ 届出事項変更届の提出

- ・ 名称及び所在地
- ・ 設置者の氏名及び住所
- ・ 給食施設の種類
- ・ 常勤の管理栄養士及び栄養士の員数
- ・ 給食施設の構造

#### ■ 事業休止（廃止）届の提出

- 各種様式は、岐阜県HPからダウンロードしていただけます。  
詳しくはスライド8枚目に記載しています。

その他ご不明な点等ございましたら、下記担当係までお問い合わせください。

**お問合せ先 岐阜保健所健康増進課健康づくり係 TEL : 058-380-3004**

# 給食提供について

利用者にあわせた食事の提供が大切です。

施設での給食提供の実施により、利用者のQOLの向上を目指した栄養管理及び給食サービスの充実を行うことが大切です。

## ■給食提供によるフレイル予防について

栄養が不足すると、運動器はもちろん、循環器や認知機能にも影響を及ぼします。

参考：東京都健康長寿医療センター研究所「食品摂取の多様性スコア(DVS)」



① 1日3食主食・主菜・副菜のそろった食事の提供

② いろいろな食材をとること  
③ たんぱく質を毎食とること

①～③を満たした給食の提供が、フレイル予防につながります。



## ① 給食施設の届出




岐阜県 特定給食施設

URL <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/417.html>

トップページ > 分類でさがす > 子ども・女性・医療・福祉 > 健康 > 食育・栄養 > 特定給食施設



様式ダウンロード(令和2年3月改正)

-  [開始\(再開\)届\[Wordファイル/21KB\]](#)
-  [届出事項変更届\[Wordファイル/19KB\]](#)
-  [事業休止\(廃止\)届\[Wordファイル/19KB\]](#)

## ② フレイルに関する媒体

岐阜県 フレイル予防



令和2年度版  
(R3.2作成)

リーフレットを活用した  
栄養改善教室

YouTube動画を  
作成しました  
(R3.3作成)

健康寿命を延ばすフレイル対策  
~栄養改善教室~



ぜひご活用をお願いします。

